

(案)

公務部門における女性活躍推進法に関する関係府省連絡会議の開催について

令和6年3月 日
関係府省申合せ

1. 目的

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）附則第2条に規定されている期限及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第24号）附則第7条に規定されている施行後5年を経過した場合の見直しの検討について、公務部門における施行状況や職業生活における女性の活躍状況の変化等を踏まえ、更なる女性活躍の推進に向けた課題の洗い出しを行い、見直しの方向性を取りまとめるため、公務部門における女性活躍推進法に関する関係府省連絡会議（以下「連絡会議」という。）を開催する。

2. 組織

(1) 連絡会議は、次に掲げる者をもって構成する。

内閣府男女共同参画局長

内閣官房内閣人事局人事政策統括官

総務省自治行政局公務員部長

オブザーバー 厚生労働省雇用環境・均等局長

人事院人材局長

(2) 連絡会議に議長を置く。議長は、内閣府男女共同参画局長とする。

(3) 連絡会議は、必要があると認めるときは、関係者に出席を要請し、意見を聴くことができる。

3. 幹事会

(1) 連絡会議を補佐するため、幹事会を置く。幹事会の構成員は別紙のとおりとする。

(2) 幹事会は、必要があると認めるときは、関係者に出席を要請し、意見を聴くことができる。

4. 会議の公開等

連絡会議（幹事会を含む。以下同じ。）は非公開で行うこととし、会議資料及び議事要旨は、会議開催後の適切な時期に内閣府男女共同参画局ウェブサイト上に公開する。ただし、公開することにより会議の円滑な実施に影響が生じるおそれがある場合には、一部を非公開とすることができる。

5. 庶務

連絡会議の庶務は、内閣府男女共同参画局において処理する。

6. その他

前各項に定めるもののほか、連絡会議に必要な事項は連絡会議において定める。

(別紙)

公務部門における女性活躍推進法に関する関係府省連絡会議
幹事会

内閣府男女共同参画局推進課長
内閣官房内閣人事局内閣参事官
総務省自治行政局公務員部公務員課
女性活躍・人材活用推進室長
オブザーバー 厚生労働省雇用環境・均等局雇用機会均等課長
人事院人材局企画課長